

未払特許年金に対する知的財産総局からの督促状について

特許を維持する意志を失った出願人が年金の支払いを行わないか途中で支払いを停止した特許に対して、特許局から代理人を介さず直接出願人に年金支払いの督促状が送られているようです。

特許法 115 条 1 項には「特許権者が 3 年間連続して年金の納付をしなかったとき、特許はその 3 年目に対する納付期限末日において取消される。」との規定がありますが、特許法 115 条 1 項解説には「3 年間支払われなかった年金は特許権者が支払うべき負債となる」との記載があります。この 3 年間支払われなかった年金を特許権者が支払うべきなのが、特許権を維持する場合のことなのか、維持しない場合でもそうなのかは明記されていません。しかしながら、この 115 条 1 項解説を根拠として、特許局は年金未納の特許に対して督促状を出したようです。

このような督促状は 2011 年頃から代理人に送られるようになりましたが、特許法施行から 10 年以上も経過して突然の督促に代理人は反発し、しばらくこの問題は棚上げになっておりました。

最近代理人を通さず直接特許局から特許維持の意志を確認するための通知を出願人に送っているようです。特許局から出願人に直接コンタクトし始めた理由は、一部の代理人が年金支払いの記録を残していないという事情もあるようです。

2013 年 11 月にタンゲランにて開催された説明会の席上、特許局側はこのような問題を回避するために、維持する意志のない特許については取下書を提出するように勧めましたが、未払年金が引き続き負債となるかどうかについては明言することを避けています。